## 平成24年度稅制改正(地方稅)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No 58 府省庁名 国土交通省 個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( 対象税目 要望 中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度(中小企業投資促進税制)の延長 項目名 要望内容 以下の通り所得税・法人税関係法令の特別措置の要望に係るもの(連動) (概要) 特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 中小企業者の設備投資を促進するため、中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制 度の適用期限を延長する。 特例措置の内容 [特例内容] 取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除 [対象設備] 機械装置(160万円以上) 器具備品(120万円以上) ソフトウェア(70万円以上) 貨物自動車(車両総重量3.5 t以上) 内航貨物船(基準取得価額:取得価額の75%) 地方税法第23条第1項第4号 関係条文 租税特別措置法第10条の3、第42条の6、第68条の11 同法施行令第5条の5、第27条の6、第39条の41 同法施行規則第5条の8、第20条の2の2、第22条の24 減収 - (▲58.100) (平年度) - (▲58.100) (単位:百万円) (初年度) 見込額 (1) 政策目的 要望理由 建設業、道路貨物運送業(集配利用運送業を含む。以下同じ。)、倉庫業、港湾運送業、自動車整備業、 一般旅客自動車運送業、海洋運輸業・沿海運輸業、内航船舶貸渡業、造船・舶用工業、旅行業等の国土 交通関係事業者は、経営基盤の脆弱な中小企業者が大宗を占めており、長引く景気低迷による荷動きの 減少等の影響を受け、依然として厳しい経営状況にある。 これらの中小企業者が機械等を導入することを促進し、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図り、 もって、多様で効率的なサービスの提供を可能にする等公的使命の達成に資することを目的とする。 (2) 施策の必要性 道路貨物運送業をはじめとする上記事業は、国民生活の安定及び産業活動の円滑化等に不可欠な公共性 の高いサービスを提供しているところである。 特に、道路貨物運送業は、国内貨物輸送量(トンキロベース)の約6割を担う重要な輸送産業であり、 輸送効率の一層の向上、602 排出量削減等の環境対策、交通事故防止等の安全対策等の諸課題に継続的に 対応していくことが求められている。一方で、その担い手のほとんどが経営基盤の脆弱な中小企業者で あり、長引く景気低迷による荷動きの減少等に加え軽油価格高騰により経営環境が悪化する中で、新車 購入等の設備投資の必要性は認識していてもこれに踏み切れない事業者も多い。このため、車両代替を 促し、道路貨物運送業の経営の近代化・合理化、輸送の効率化を図っていくためには、現行の税制措置

を延長し、中小企業の設備投資を促進することが是非とも必要である。

内航海運は、国内貨物輸送量(トンキロベース)の約 1/3 を担うとともに、とりわけ鉄鋼、石油、セメント等の産業基礎物資の輸送の8割を支える基幹的輸送機関として、我が国における経済活動及び国民生活に重要な役割を果たしている。また、CO。やNO、対策等環境保全の観点からも大きく貢献してい

る。しかしながら、長引く景気低迷の影響によって国内の海上荷動量は減少し、未だ回復途上であることから、今後も運賃・用船料の低迷が続くと見込まれており、中小企業は代替建造に踏み切りにくい状況にある。また、輸送に不可欠な船舶の建造には多額の資金を必要とするなど、投下資本及び事業経費の大きさに対し、収益性の低い事業である。よって、船舶への投資を促進させ、荷主の要請に対応する効率的かつ安全な輸送サービスの提供を図るためには、現行の税制措置を延長し、中小企業の設備投資を促進することが是非とも必要である。

建設業は、国民生活の質の向上及び国民経済の発展の基盤である住宅・社会資本整備の直接の担い手であるとともに、国内総生産・全産業就業者数の1割を占める基幹産業である。しかしながら、建設業はそのほとんどが経営基盤の脆弱な中小企業者であり、昨今の中長期的な建設投資の減少や、過当競争によるダンピング受注の発生、世界的な金融不安の影響等による金融機関の融資姿勢の厳格化などにより、建設業を取り巻く経営環境は非常に厳しくなっている。さらに、建設業の利益率は全産業と比較して低い水準で推移している。よって、建設機械等への投資を促進させ、生産性の向上、建設業の経営基盤の強化を図るためには、現行の税制措置を延長し、中小企業の設備投資を促進することが是非とも必要である。

本要望に 対応する 縮減案

ページ

58-1

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け		政策目標:9 市場環境の整備、産業の生産性の向上、消費者利益の保護施策目標:32 建設市場の整備を推進する施策目標:35 自動車運送業の市場環境整備を推進する政策目標:6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化施策目標:19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する										
	政策の 達成目標		建設業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、自動車整備業、一般旅客自動車運送業、海 洋運輸業・沿海運輸業、内航船舶貸渡業、造船・舶用工業、旅行業等の用に供する機械装置等 の導入を促進し、中小企業の生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図る。										
		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	2年										
		同上の期間中 の達成目標	これら ・営 ・内	交通関係中/ 中小企業の言 業トラックの 航船舶の代替 齢内航船舶比	设備投資を D新車登録 建造隻数	・促進する 社会数	。 対平成 度比を. 年平均	10 年度比 上回るこ 75 隻程度	, 100%以上 と) の建造隻数	: (又は全 なレベルの	主車種の対・ D維持	平成 10 年	
	政策目標の達成状況		・老齢内航船舶比率 対平成 9 年度比 115% (4,050 隻) 程度以下に維持 ・営業トラックの新車登録台数 平成 18 年度・19 年度は本特例措置導入当初の平成 10 年度実績を上回っており、平成 20 年度は平成 10 年度実績を下回るものの全車種の対平成 10 年度比を上回っているが、平成 21 年度・22 年度は、世界的金融危機による荷動きの減少に加え、軽油価格高騰等により、平成 10 年度実績及び全車種の対平成 10 年度比のいずれをも下回っている。										
性					10 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度			
				営業 トラック	52, 850 (100. 0)	78, 830 (149. 2)	62, 969 (119. 1)	47, 469 (89. 8)	27, 012 (51. 1)	36, 450 (69. 0)			
				全車種	4, 234 (100. 0)	3, 608 (85. 2)	3, 447 (81. 4)	2, 912 (68. 8)	3, 194 (75. 4)	2, 987 (70. 5)			
			単位:営業用トラック(台)、全車種(千台)、下段の括弧内は10年度比(%) ・内航船舶の代替建造隻数及び老齢内航船舶隻数(船齢14歳以上) 代替建造隻数については、平成19年度には本特例措置導入当前の平成9年度を上回ったが、燃料油価格の高騰、世界的金融危機・景気後退の影響等による荷動きの急減といった要因もあり、平成20年度以降は減少が続いた。老齢船舶隻数については増加傾向が続いている。										
					9 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度			
				代替建造 隻数	89 (100. 0)	76 (85. 4)	100 (112. 4)	87 (97. 8)	73 (82. 0)	59 (66. 3)			
				老齢内航 船舶隻数	3, 497 (100. 0)	3, 610 (103. 2)	3, 839 (109. 8)	3, 897 (111. 4)	3, 930 (112. 4)	3, 968 (113. 5)			
			下段の括弧内は9年度比(%)										
有効性	要望の措置の 適用見込み		(適用事業者数) 平成 23 年度 26,696 者 平成 24 年度 26,539 者 (適用事業者の範囲) 中小企業者										
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		トラック運送事業、内航海運業等は経営基盤の脆弱な中小企業が大宗を占め、老朽化した車両や船舶等の設備を更新するなどの新たな投資を行う意欲を有していても、十分な資金を確保できないために、これに踏み切れない者が多い。 このような状況の下、意欲ある中小企業の設備投資を後押しすることにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図るために本税制措置は極めて有効である。										
相 当 性	以	該要望項目 外の税制上の 援措置											

予算上の措置 の要求内容 及び金額	等 なし
上記の予算 の措置等と 要望項目と 関係	_
要望の措置の 妥当性	中小企業による機動的な設備投資を促進するためには、対象者が限定的となる補助金等と異なり、 一般的な適用条件を設け対象者を特定しない税制措置による支援は効果的かつ効率的である。
ペーシ	58—2

税負担軽減措置等の 適用実績	過去3年間の減税見込額の推移 平成20年度 103億円 平成21年度 56億円 平成22年度 58億円						
税負担軽減措置等の 適用による効果(手段 としての有効性)	トラック運送事業、内航海運業等は経営基盤の脆弱な中小企業が大宗を占め、老朽化した車両や船舶等の設備を更新するなどの新たな投資を行う意欲を有していても、十分な資金を確保できないために、これに踏み切れない者が多い。 このような状況の下、意欲ある中小企業の設備投資を後押しすることにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図るために本税制措置は極めて有効である。						
前回要望時の 達成目標	国土交通関係中小企業の生産性の向上及び経営の近代化・合理化を図るため、以下の通り、これら中小企業の設備投資を促進する。 ・営業トラックの新車登録台数 対前年度比 105%(5ポイント)程度向上 ・内航船舶の代替建造 年平均88隻以上の建造レベルの維持						
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	本制度の適用により一部の事業者においては、機械装置等の導入が促進され、経営の近代化・合理化が図られつつある。しかしながら、国土交通関係事業者は、経営基盤の脆弱な中小企業者が大宗を占めており、長引く景気低迷による荷動きの減少等の影響を受け、依然として厳しい経営状況にある。このため、これらの事業全体として経営の近代化・合理化を図っていくことが困難な状況となっている。						
これまでの要望経緯	平成 10 年度 総合経済対策の一環として創設(平成11年5月31日まで) 平成 11 年度 1年間延長(貨物自動車8トン以上を3.5トン以上に拡充) 平成 12 年度 1年間延長 平成 13 年度 1年間延長 平成 14 年度 2年間延長(機械装置160万円以上に拡充) 平成 16 年度 2年間延長(機械装置10万円以上に縮減) 平成 18 年度 2年間延長(対象器具備品縮小、ソフトウェア追加) 平成 20 年度 2年間延長 平成 22 年度 2年間延長						
ページ	58—3						